

(公印省略)

介高第924-17号

令和5年5月10日

各養護老人ホーム施設長
各特別養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部

介護高齢課長 窪田 智佳子

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び
群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止について

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月1日（月）に開催しました、第106回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止を決定しました。

各施設・事業所におかれましては、令和5年5月10日付通知「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染対策（当面の対応）」をご確認の上、引き続き施設及び職員の感染防止対策の徹底をお願いします。

ー対策本部・ガイドラインの廃止に関する概要ー

（1）政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和5年5月8日に廃止される旨の閣議決定があったため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第25条の規定に基づき、同日に群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

（2）新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の適用除外となり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和5年5月8日に廃止される旨が決定された。

このため、群馬県の以下のガイドラインを同日付けで廃止する。

（廃止対象）

- ・社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）